

は じ め に

各務原市では、国の「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「各務原市前期子育て応援プラン(平成17年3月策定)」
「同後期子育て応援プラン(平成22年3月策定)」を策定し、子育てをみんなで支え合うまち～親子の絆と笑顔のために～の理念のもと、子育て支援施策に取り組み、さまざまな成果をあげてまいりました。



この間にも、社会情勢の変化や市民の皆様からの子育てに関するニーズは多様化し、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化してきました。そして、子ども・子育て支援法の制定により、新たに、27年度から5年間を期間とする「各務原市子どものみらい応援プラン」を策定いたしました。

この「各務原市子どものみらい応援プラン」では、基本理念を「すべての子どもと親が幸せを実感できるまち～子どもと家族の笑顔を地域全体で育むために～」とし、その実現のために5つの基本目標を設定しました。また、「きずな～人と人とのつながり～」というテーマを設定していることも特徴となっています。そして、「親と子」だけでなく「親と親」「子育て家庭と地域」「子どもと地域」など、人と人とのつながりの中で「きずな」を築き、「きずな」が深まる事業をすすめてまいります。

次世代を担う子どもたちを育てるのは、今を生きる私たち大人です。そのため、市民の皆様、地域の方々、企業や行政など、それぞれが連携・協働し、オール各務原で子育て支援施策を推し進めていかねばなりません。私は子育て支援に積極的に取り組み、各務原市がどこよりも、子どもが健やかに育つまちにする所存です。どうか、皆様のお力をお貸しください。

最後に、この計画を策定するにあたり御審議いただきました各務原市子ども・子育て会議委員の皆様、ニーズ調査やパブリックコメントを通じてご意見をいただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

各務原市長 浅野 健 司



第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、我が国では少子化・核家族化の進行、地域のつながりの希薄化により、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

各務原市（以下「本市」という。）は、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年度に各務原市次世代育成支援行動計画（前期子育て応援プラン）を策定し、子育て支援の推進に努めてきました。さらに、平成21年度に改訂した後期子育て応援プランでは、社会情勢のさらなる変化や、より多様化する市民ニーズにも対応できるよう前期子育て応援プランを評価・検討し、新たに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現する視点の追加や病児・病後児保育等、一層の保育サービスの拡充や子どもに関わる相談体制の充実を図るなど、必要な見直しを行ってきました。

こうした中、「保護者が子育てについて最も重要な責任を有する」という基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進することを目的に、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

これらの法に基づく、新たな制度の下では、「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会」を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることが必要です。

このため、本市では、これらの動向及び「次世代育成支援対策推進法」の延期を受け、後期子育て応援プランの進捗状況、課題を整理するとともに、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望と内容を含めたニーズを把握したうえで、市内における教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保とその実施時期等を盛り込んだ「各務原市子どものみらい応援プラン」を作成し、この計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとします。

2 計画の位置づけ

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

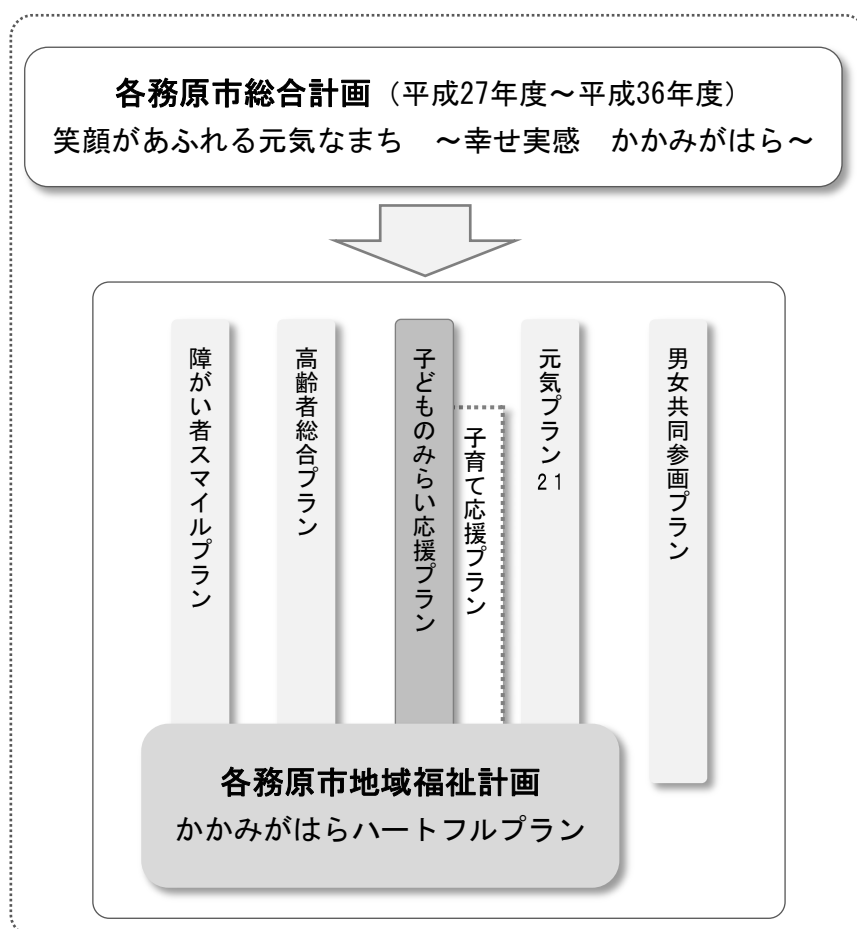
本計画は子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、平成 27 年 4 月からすべての子どもと子育て家庭を対象に進めていく、子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示すものです。

また、各務原市総合計画を上位計画とし、地域福祉計画・元気プラン 21・高齢者総合プラン等との個別計画との整合を図った計画とします。

(2) 次世代育成支援対策推進法を踏まえた計画

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は、平成 27 年 3 月までの時限立法でしたが、法の一部改正により平成 37 年 3 月まで 10 年間延長されることとなりました。

そこで、後期子育て応援プラン（平成 22 年度～平成 26 年度）の進捗状況を本計画において検証し、引き続き取り組むべき課題を盛り込むこととします。



3 計画期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を対象とします。

なお、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて検討し、見直します。

平成22 (2010) 年度	平成23 (2011) 年度	平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度
後期子育て応援プラン					各務原市子どものみらい応援プラン				

4 計画の策定方法

● 策定体制

本計画を策定するにあたり、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者等からなる「各務原市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容に対する意見を求めるとともに、ニーズ調査やパブリックコメントを経て策定しました。

● ニーズ調査の実施

本市の子ども・子育て支援事業計画の策定に必要な情報を得るため、市民ニーズの現状分析や今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的としたアンケート調査を実施しました。

【子ども・子育て支援に関するニーズ調査】

項目	就学前児童用	小学生用	一般市民用
調査対象者	就学前児童を持つ保護者	小学生を持つ保護者	一般市民
標本数	2,000 件	900 件	500 件
抽出方法	無作為抽出		
調査方法	郵送による配布・回収		
回収数	900 件	435 件	181 件
回収率	45.0%	48.3%	36.2%
調査時期	平成25年11月 8 日 ～ 11月22日		平成25年11月27日 ～ 12月10日